

23年産米に関する放射性物質の調査について

平成23年3月11日の福島原発事故の発生により、7月にセシウム汚染牛の問題が明らかになり、汚染が稲わらに起因することが確認されて以来、主食である米の汚染への不安が高まっています。

そうした中、8月3日、農水省においては、汚染の可能性のある17都県を対象に玄米の調査を実施する方針を示したところです。

本県は対象県とはなっておらず、また、事故発生後、県内の大気中や上水、降下物の毎日の観測においても異常値は検出されていませんが、本県の基幹作物である米については、農業団体の要望等も踏まえ、富山米の適正な評価とブランド力を確保するため、県独自に放射性物質の調査を実施することとしました。

[検査の概要]

1 参考調査

- ①目的 早生品種を収穫前に調査することで、いち早く県産米の安全性を確認するとともに、国の予備調査結果と比較
- ②対象 [品種]てんたかく（早生：[収穫期]8月26日頃）
収穫1週間前に検査用に刈取り、乾燥・調製した玄米
- ③点数 16点 各農林振興センター4か所程度
※概ね市町村単位[約2,500ヘクタール]に1ヶ所程度
- ④時期 8月20日頃
- ⑤結果公表 8月26日～27日頃
- ⑥検査機関 富山県農林水産総合技術センター
(検査場所 富山県環境科学センター)
- ⑦検査方法 ゲルマニウム半導体検出器(検体：100g)

2 収穫後調査


- ①目的 収穫後に調査し、県下全域の安全性を確認
- ②対象 てんたかく、コシヒカリ(中生：[収穫期]9月13日頃)
刈取り、乾燥・調製された玄米
- ③点数 35点×2品種(概ね旧市町村単位[約1,000ヘクタール]に1点)
- ④検査時期 てんたかく(8月下旬)、コシヒカリ(9月中旬)
- ⑤結果公表 てんたかく(8月31日頃)、コシヒカリ(9月16日頃)
- ⑥検査機関 民間調査機関に委託

- 3 詳細調査 1、2の調査の結果、200Bq/kgを超えた場合には、調査地点を増やして、該当市町村の詳細調査を実施
その結果、500Bq/kgを超える結果となった場合には、国と対応を協議

※調査については、今後、市町村、JAなど関係機関と調整のうえ実施
※結果については、検査翌日(民間調査機関の場合は、検査報告のあった翌日)に公表

事務担当：農産食品課 小林、川口
電話：076-444-3281(内線3900)

米の放射性物質調査の実施について

項目	国の方針	本県での調査の考え方
	1 予備調査	1 参考調査
対象地域	福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、 関東8県、静岡県、新潟県、長野県 計17都県 ①土壌調査で 1,000Bq/kg 以上である市町村 ②空間放射線量率が0.1 μ Sv/h(小数点以下第 2 位 を四捨五入)を超える市町村	※土壌の放射性物質(文科省委託)→今後、分析実施予定 (参考:下水道汚泥 不検出) ※空間放射線量率:0.04 μ Sv/h (H23.8.3)
調査方法	○収穫1週間前の前後3日間に調査 ①土壌 1,000Bq/kg 以上→旧市町村毎に1点 ②空間放射線量率0.1 μ Sv/h 超 →概ね5点/市町村 ○玄米を測定 ○測定機器 原則としてゲルマニウム半導体検出器	○収穫7日前 農林振興センター毎に4点程度 (早生 16 点:概ね各市町村毎) ○玄米を測定 ○測定機器 ゲルマニウム半導体検出器
調査結果	○200Bq/kgを超えた場合 →本調査で「重点調査地域」 ○200Bq/kg 以下の場合 →本調査で「その他の調査地域」	※早生の安全性をいち早く確認、全国調査との比較 ○200Bq/kgを超えた場合 → 検体数を増やして詳細調査 を実施 ○200Bq/kg 以下の場合 → 収穫後調査 を実施
	2 本調査	2 収穫後調査
調査目的	○収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断	○出荷段階の米の安全性を確認する
調査方法	○重点調査地域:概ね15ha(集落単位)に1点 ○その他の調査地域:1市町村当たり平均7点 (旧市町村に1点) ○玄米を測定 ○測定機器 原則としてゲルマニウム半導体検出器	○1の参考調査の結果 200Bq/kg 以下の市町村 ○収穫後 ・早生、コシヒカリともに 旧市町村に1点(35 点×2品種) ○玄米を測定 ○測定機器 ゲルマニウム半導体検出器
調査結果の扱い	○放射性セシウム濃度が暫定基準値を超えた場合 →旧市町村(又は市町村)単位で出荷制限 ○その他の調査区域で 200Bq/kg を超えた場合→重点調査区域に移行	○上記1, 2の調査結果で 200Bq/kg を超えた場合 → 3 詳細調査 検体数を増やして実施  暫定基準値を超えた場合は、 <u>国と協議</u>
出荷制限	出荷制限の対象となった旧市町村(又は市町村)で生産された米 →出荷・販売の禁止、廃棄処分の義務付け	

※ 食品衛生法に基づく米の放射性セシウムの暫定基準値 500 Bq/kg

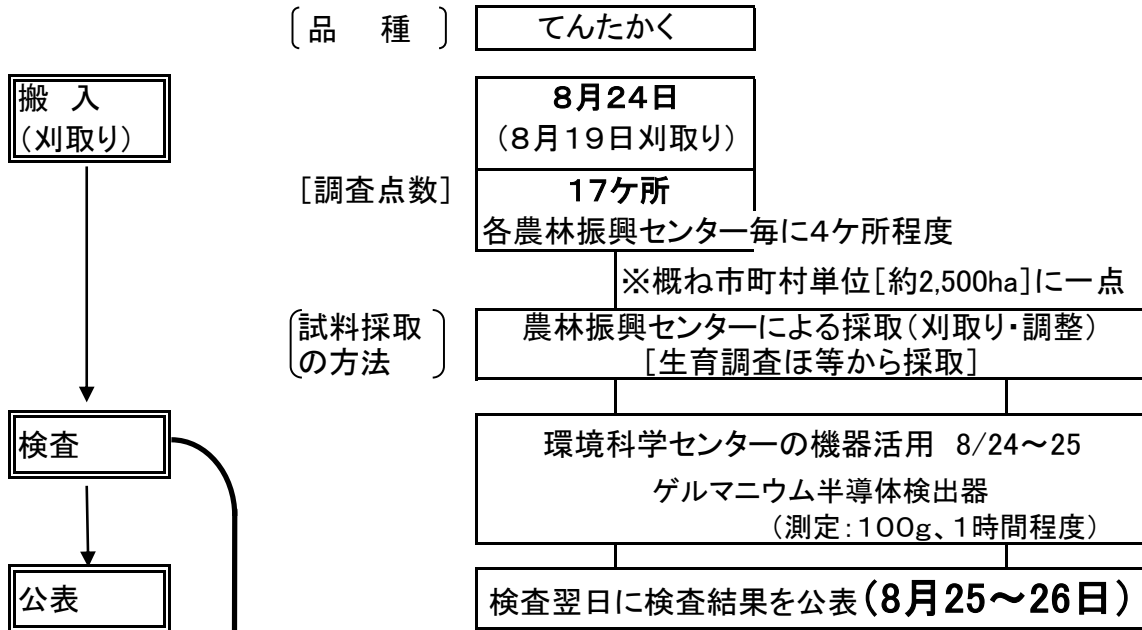
※ 土壌の暫定基準値 5,000 Bq/kg

国の調査要領等：http://www.maff.go.jp/j/soushoku/kaigi_siryo/110803.html

米の放射性物質調査の流れ(富山県)

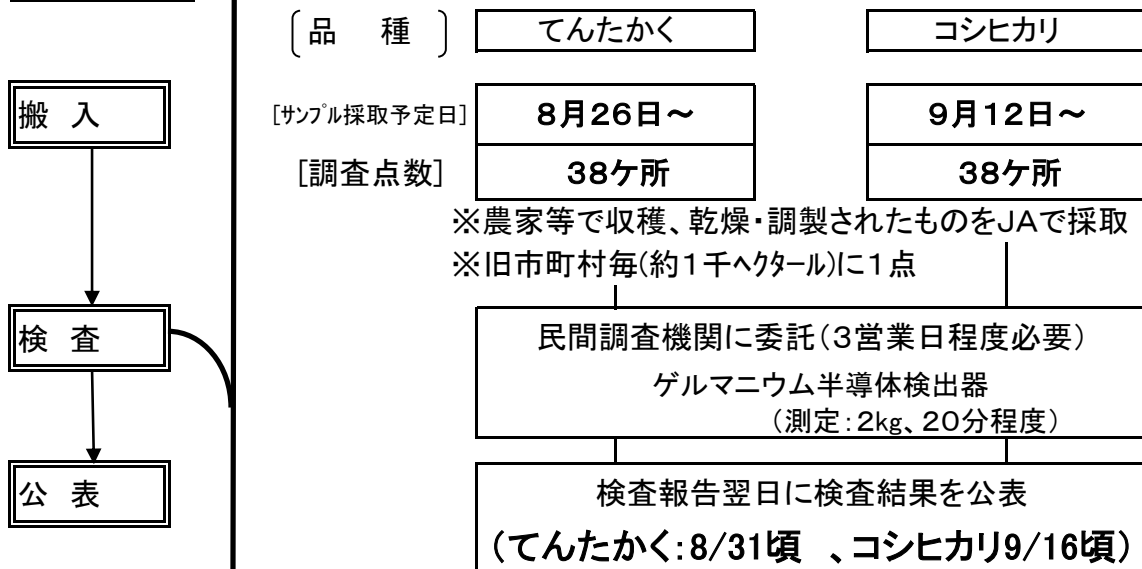
1 参考調査

※収穫前のほ場で検査用に刈取り、乾燥・調製して玄米としたもの



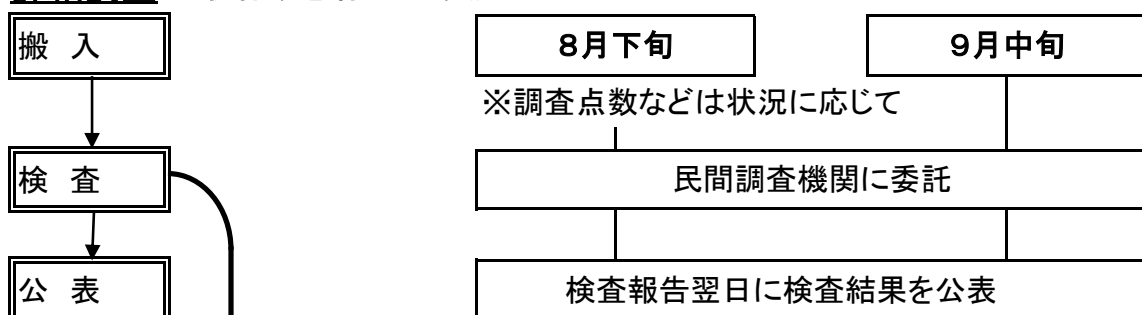
2 収穫後調査

※刈取り、乾燥、調製され玄米となったもの



検査の結果、200Bq/kgを超えた場合

3 詳細調査 ※検体数を増やして実施



暫定基準値(500Bq/kg)を超えた場合には、国と対応を協議